

令和7年2月26日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
加納 康至  
(公印省略)

「「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて」の一部改正について

平素は本会事業に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり、日本医師会より連絡がありました。

本通知は、近年、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の利用者においてもインターネットやスマートフォン等の利用が広がりつつある状況に鑑み、利用者の生活の質を向上させるために居室等においてWi-Fi等の通信環境が利用できる施設では、サービス提供とは関係のない費用として、利用料の徴収が可能であることが明確化され、「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて」(平成12年3月31日各都道府県介護保険担当課(室)あて厚生省老人保健福祉局介護保険制度施行準備室事務連絡)が改正される旨をお知らせするものです。詳細については、別添をご参照ください。

貴会におかれましても、本件をご了知の上、貴会会員へご周知賜りますよう、お願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページのURL

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001409305.pdf>

(添付資料)

・介護保険最新情報 vol. 1355

「「その他の日常生活費」に係るQ & Aについて」の一部改正について

(令和7年2月13日 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課事務連絡)

<担当> 大阪府医師会地域医療2課 吉田・松岡  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737